

日 薬 業 発 第 216 号  
令 和 元 年 10 月 4 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫

「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」の一部改正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国家戦略特別区域法における遠隔服薬指導につきましては、「成長戦略フォローアップ 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において「かかりつけ薬剤師・薬局であること等、一定の要件を満たし、かつ患者又は薬剤師・薬局の事情により薬剤師が患者を訪問することが困難な場合において、国家戦略特別区域内における都市部での遠隔服薬指導を可能とするよう所要の制度整備を今年度上半期目途に実施する」とされたところです（令和元年 7 月 10 日付け日薬業発第 129 号ほかにて既報）。

これを受け、国家戦略特区における薬剤遠隔指導等を行わせる場合の条件の特例として、利用者の居住地域における薬剤師等の数が少なく、薬局と当該利用者の居宅との距離が相当程度長い場合等であるに加え、利用者又は薬局開設者の事情により、対面による服薬指導が困難な場合にも薬剤遠隔指導等を行わせることが可能とされました。

今回の一部改正の施行は令和元年 9 月 30 日です。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

薬生総発0930第2号  
令和元年9月30日

日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
( 公 印 省 略 )

「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」の一部改正について

今般、国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の措置等について、別添のとおり、都道府県知事等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に幅広く周知いただきますようご協力をお願いいたします。

薬生発 0930 第 5 号  
令和元年 9 月 30 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」の一部改正について

「成長戦略フォローアップ 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「遠隔服薬指導は現在、過疎地等においてのみ実施できるが、生活習慣病など、継続的に服薬することが必要な疾患を抱える患者は都市部にも多く、遠隔診療と併せた遠隔服薬指導のニーズも高いことから、かかりつけ薬剤師・薬局であること等、一定の要件を満たし、かつ患者又は薬剤師・薬局の事情により薬剤師が患者を訪問することが困難な場合において、国家戦略特別区域内における都市部での遠隔服薬指導を可能とするよう所要の制度整備を今年度上半期目途に実施する。」こととされました。

これを受け、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の特例措置に係る「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第 54 号）が本日公布及び施行されました。

この改正は、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業における薬剤遠隔指導等（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 20 条の 5 に規定する「薬剤遠隔指導等」をいう。以下同じ。）について、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号。以下「施行規則」という。）第 31 条に規定する場合を改正するものです。

つきましては、「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」（平成 29 年 11 月 10 日薬生発 1110 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の一部を下記のとおり改正しますので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

## 記

「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」（平成 29 年 11 月 10 日薬生発 1110 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の一部を次の表のように改正し、令和元年 9 月 30 日から適用する。

「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」  
 (平成 29 年 11 月 10 日薬生発 1110 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知) の一部改正

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 特例の内容</p> <p>(2) 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件</p> <p>① (略)</p> <p>② 利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として、利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、<u>次のいずれかに該当する場合に薬剤遠隔指導等を行わせるものであること</u> (法第 20 条の 5 第 1 項第 2 号、施行規則第 31 条関係)。</p> <p>利用者から「薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出」とは、特定処方箋の薬局への提示があったことをいうこと。</p> <p><u>(ア) 当該利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合</u></p> <p><u>(イ) 当該利用者又は薬局開設者の事情により、対面での服薬指導が困難な場合であって、次に掲げる要件を満たす</u></p>	<p>第2 特例の内容</p> <p>(2) 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件</p> <p>① (略)</p> <p>② 利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として、利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、<u>当該利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合において、薬剤遠隔指導等を行わせるものであること</u> (法第 20 条の 5 第 1 項第 2 号、施行規則第 31 条関係)。</p> <p>利用者から「薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出」とは、特定処方箋の薬局への提示があったことをいうこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

場合

(i) 薬剤師・利用者関係

薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、あらかじめ、対面により、当該利用者に対して薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせること。

(ii) 服薬指導計画の策定

薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、当該利用者ごとに、当該利用者の同意を得て服薬指導計画を策定させ、かつ当該計画に基づき薬剤遠隔指導等を実施させること。当該計画には、次の a) から d) までに掲げる事項を規定すること。

a) 薬剤遠隔指導等で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項

b) 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項薬剤遠隔指導等と対面での服薬指導の組合せに関する事項（頻度やタイミング等）を規定すること。

c) 薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項

薬剤遠隔指導等を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に対面での服薬指導に切り替え

る旨（情報通信環境の障害等により薬剤遠隔指導等を行うことができなくなる場合を含む。）を規定すること。

d) その他薬剤遠隔指導等において必要な事項

a) から c) までの事項の他、以下の事項についても規定することが望ましいこと。

- ・ 薬剤遠隔指導等の時間に関する事項（予約制等）
- ・ 薬剤遠隔指導等の方法（使用する情報通信機器、家族等の支援者又は看護者の同席の有無等）
- ・ 薬剤遠隔指導等においては、対面での服薬指導に比較して得られる情報が限られることを踏まえ、利用者が薬剤遠隔指導等に対し積極的に協力する必要がある旨
- ・ 急病急変時の対応方針（特定処方箋を交付する医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関との連絡体制、必要な場合の利用者搬送等の方法等）
- ・ セキュリティリスクに関する関係者の責任の範囲

(iii) 留意事項

薬剤遠隔指導等を行うに当たっては、次の a) から d) までに掲げる事項に留意すること。

a) 「当該利用者又は薬局開設者の事情により、対面での服薬指導が困難な場合」とは、かかりつけ薬剤

師・薬局と利用者居宅との距離が離れている場合、利用者の希望する頻度や時間どおりにかかりつけ薬剤師・薬局が在宅訪問を行えない場合等をいうこと。

b) 薬剤師と利用者との信頼関係の下、当該薬剤師は、当該患者の服薬情報を一元的かつ継続的に把握すべきであること。

c) 利用者は薬剤遠隔指導等の利益及び不利益を理解した上で薬剤遠隔指導等を希望すべきであること。

d) 服薬指導計画をあらかじめ共有するなど、薬剤師と特定処方箋を交付する医師又は歯科医師の連携がとられているべきであること。

③ (略)

#### (4) 登録に関する手続

①～⑥ (略)

⑦ 登録事項の変更届（法第 20 条の 5 第 11 項、第 12 項、第 23 項、施行規則第 40 条関係）

登録薬局開設者は、次に掲げる事項の変更をしたときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

都道府県知事は、当該届出を受理したときは、その届出があった事項を国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿に登録したうえで、その旨を公示するこ

③ (略)

#### (4) 登録に関する手続

①～⑥ (略)

⑦ 登録事項の変更届（法第 20 条の 5 第 11 項、第 12 項、第 23 項、施行規則第 40 条関係）

登録薬局開設者は、次に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ること。

都道府県知事は、当該届出を受理したときは、その届出があった事項を国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿に登録したうえで、その旨を公示するこ



と。

(ア)・(イ) (略)

- ⑧ 登録事業の廃止（法第 20 条の 5 第 13 項、第 14 項、施行規則第 41 条）

登録薬局開設者は、登録を受けた事業（以下「登録事業」という。）を廃止したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

(5) 薬剤遠隔指導等の実施手順

- ① 薬剤師と利用者との間での薬剤遠隔指導等の事前準備

(ア) (略)

(イ) 服薬指導計画の策定

登録薬局開設者は、(2) ② (イ) に基づき、利用者又は薬局開設者の事情により対面による服薬指導が困難な場合に薬剤遠隔指導等を実施する場合は、(2) ② (イ) (ii) の服薬指導計画を策定すること。この場合において、登録薬局開設者は、薬剤師に、あらかじめ、特定処方箋を交付する医師又は歯科医師に同計画を共有させるべきこと。

(ウ) (略)

②～⑤ (略)

第 3 施行期日

平成 28 年 9 月 1 日

と。

(ア)・(イ) (略)

- ⑧ 登録事業の廃止（法第 20 条の 5 第 13 項、第 14 項、施行規則第 41 条）

登録薬局開設者は、登録を受けた事業（以下「登録事業」という。）を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ること。

(5) 薬剤遠隔指導等の実施手順

- ① 薬剤師と利用者との間での薬剤遠隔指導等の事前準備

(ア) (略)

(新設)

(イ) (略)

②～⑤ (略)

第 3 施行期日

平成 28 年 9 月 1 日

(令和元年9月30日一部改正)

## 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

### 1 改正の趣旨

- 平成 30 年 12 月に開催された国家戦略特区諮問会議において、かかりつけ薬剤師による服薬指導の実施等を含めた患者目線の観点から、都市部の一部におけるオンライン服薬指導の試行的実施を早期に実現するための検討を進めるとの方針が示されたところ。
- これを踏まえ、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業における薬剤遠隔指導等（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 20 条の 5 に規定する「薬剤遠隔指導等」をいう。以下同じ。）を実施できる場合を拡大するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

- 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号）を次の①から③までのように改正する。
  - ① これまで、薬剤遠隔指導等を行わせる場合の条件を、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住地域における薬剤師等の数が少なく、薬局と当該利用者の居宅との距離が相当程度長い場合等であることとしてきた。本改正ではこれに加え、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者又は薬局開設者の事情により、対面による服薬指導が困難な場合にも薬剤遠隔指導等を行わせることができることとする。
  - ② ①において新たに追加する薬剤遠隔指導等の実施に当たっては、薬局開設者が、薬剤師に、あらかじめ、対面により、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して服薬指導を行わせていることを要件とする。
  - ③ ①において新たに追加する薬剤遠隔指導等の実施に当たっては、薬局開設者が、薬剤師に、次に掲げる事項を定めた薬剤遠隔指導等に関する服薬指導計画を、あらかじめ本人の同意を得て策定させ、かつ、当該計画に従って薬剤遠隔指導を実施させることを要件とする。
    - (1) 薬剤遠隔指導等で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項
    - (2) 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項
    - (3) 薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項
    - (4) その他薬剤遠隔指導等において必要な事項

### 3 根拠法令

法第 20 条の 5 第 1 項

### 4 公布日等

公布日 : 令和元年 9 月 30 日

施行期日 : 公布日

薬生発1110第2号  
平成29年11月10日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について

「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」(平成28年法律第55号。以下「法」という。)については、平成28年6月3日に公布され、「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第145号。以下「規則」という。)が平成28年9月1日に公布され、それぞれ平成28年9月1日に施行されたところです。

これらのうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)に係る特例措置(法第20条の5)の内容は、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

## 記

### 第1 特例の概要

「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において「遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合の薬剤師による服薬指導の対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる」こととされた。

これを受け、医薬品医療機器等法第9条の3第1項に規定する、調剤された薬剤に関する薬剤師による対面での服薬指導の義務に係る特例を創設し、国家戦略特別区域において、医療資源の乏しい特定の区域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の登録を受けた薬局開設者が薬剤師に、本特例の利用者（法にいう特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者を指す。以下単に「利用者」という。）の居住する場所を訪問させることが容易でない場合に、テレビ電話装置その他の装置（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いた方法により薬剤の適正使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導（法にいう薬剤遠隔指導等を指す。以下「薬剤遠隔指導等」という。）を行わせることを可能とするものである。

## 第2 特例の内容

### （1）国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の登録（法第20条の5第1項柱書、施行規則第34条関係）

国家戦略特別区域として、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定日以後、当該事業を行おうとする薬局開設者は、その薬局の所在地の都道府県知事の登録を受けることができる。

国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業とは、国家戦略特別区域において、薬局開設者が、その薬局の所在地の都道府県知事が管轄する区域内の（3）の特定区域に居住する者に対して、医師又は歯科医師から対面以外の方法による診察に基づき交付された処方箋（以下「特定処方箋」という。）により調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合において、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、薬剤遠隔指導等を行わせる事業であって、（2）の要件のいずれにも該当するものをいう。

### （2）国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件

- ① 薬剤遠隔指導等が、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法であって、当該指導を適切に行うために必要なものとして以下の基準に適合する方法により行われるものであること（法第20条の5第1項第1号、施行規則第30条関係）。なお、ここでいうテレビ電話装置等にはスマートフォンやタブレット等も含まれること。
  - （ア）テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等を適切に行うことができる画面を有するとともに（例えば、画面の大きさなど）、鮮明な映像及び明瞭な音声及び画像を送受信する性能を有していること。
  - （イ）テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等の間に送受信された映像及び音声を記録する機能を有していること。

なお、通常、薬局側のテレビ電話装置等に記録機能が備えられることが考えられるが、特定の形式に限定するものではないこと。また、利用者側のテレビ電話装置等に必ずしも記録機能を有することを求めるものではないこと。

- ② 利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として、利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、次のいずれかの場合に薬剤遠隔指導等を行わせるものであること（法第20条の5第1項第2号、施行規則第31条関係）。

利用者から「薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出」とは、特定処方箋の薬局への提示があったことをいうこと。

- (ア) 当該利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合  
(イ) 当該利用者又は薬局開設者の事情により、対面での服薬指導が困難な場合であって、次に掲げる要件を満たす場合

(i) 薬剤師・利用者関係

薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、あらかじめ、対面により、当該利用者に対して薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導薬剤師に、対面による服薬指導を行ったことのある利用者に対して薬剤遠隔指導等を行わせること。

(ii) 服薬指導計画の策定

薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、当該利用者ごとに、当該利用者の同意を得て服薬指導計画を策定させ、かつ当該計画に基づき薬剤遠隔指導等を実施させること。当該計画には、次のa)からd)までに掲げる事項を規定すること。

a) 薬剤遠隔指導等で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項

b) 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項

薬剤遠隔指導等と直接の対面での服薬指導の組み合わせに関する事項（頻度やタイミング等）を規定すること。

c) 薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項

薬剤遠隔指導等を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に対面での服薬指導に切り替える旨（情報通信環境の障害等により薬剤遠隔指導等を行うことができなくなる場合を含む。）を規定すること。

d) その他薬剤遠隔指導等において必要な事項

a) から c) までの事項の他、以下の事項についても規定することが望ましいこと。

- ・ 薬剤遠隔指導等の時間に関する事項（予約制等）
- ・ 薬剤遠隔指導等の方法（使用する情報通信機器、家族等の支援者又は看護者の同席の有無等）
- ・ 薬剤遠隔指導等においては、対面での服薬指導に比較して得られる情報が限られることを踏まえ、利用者が薬剤遠隔指導等に対し積極的に協力する必要がある旨
- ・ 急病急変時の対応方針（特定処方箋を交付する医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関との連絡体制、必要な場合の利用者搬送等の方法等）
- ・ セキュリティリスクに関する関係者の責任の範囲

(iii) 留意事項

薬剤遠隔指導等を行うに当たっては、次のa) から d) までに掲げる事項に留意すること。

- a) 「当該利用者又は薬局開設者の事情により、対面での服薬指導が困難な場合」とは、かかりつけ薬剤師・薬局と利用者居宅との距離が離れている場合、利用者の希望する頻度や時間どおりにかかりつけ薬剤師・薬局が在宅訪問を行えない場合等をいうこと。
- b) 薬剤師と利用者との信頼関係の下、当該薬剤師は、当該患者の服薬情報を一元的かつ継続的に把握すべきであること。
- c) 利用者は薬剤遠隔指導等の利益及び不利益を理解した上で薬剤遠隔指導等を希望すべきであること。
- d) 服薬指導計画をあらかじめ共有するなど、薬剤師と特定処方箋を交付する医師又は歯科医師の連携がとられているべきであること。

③ 上記の他、利用者に対する保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして、以下の要件に該当すること（法第20条の5第1項第3号、施行規則第32条関係）。

(ア) 薬剤遠隔指導等を適切に実施するために必要な業務に関する手順を定めた手順書を作成し、当該手順書に従い業務を行うこと。手順書には以下の事項を盛り込むこと。

(i) 本特例の利用に当たり、利用者が本特例の利用を希望することを確認する旨

(ii) 本特例の利用に当たり、当該利用者が利用する薬局の名称及び特定処方箋を交付する医師又は歯科医師が勤務する医療機関の名称を確認する旨

- (iii) テレビ電話装置等の利用等に関する事項
- (iv) 地域の薬局、医療機関等との連絡体制及び対応の手順の整備に関する事項
- (v) 薬剤遠隔指導等の実施に事故等があった場合の対応に関する事項
- (vi) 薬剤の配送等に関する事項
- (vii) その他薬剤遠隔指導等の実施に関する留意事項等
- (イ) 薬剤遠隔指導等を実施するに当たり、あらかじめ、特定処方箋に記載される事項のほか、利用者の性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先並びに利用者が薬剤遠隔指導等を受けたい旨を確認すること。
- (ウ) テレビ電話装置等の故障その他の事由により薬剤遠隔指導等の方法が①の基準に適合しなくなった場合その他薬剤遠隔指導等を継続できない事情がある場合は、速やかに薬剤遠隔指導等を中止すること。
- (エ) 薬剤遠隔指導等を実施する薬局と特定処方箋を交付した医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関との連絡体制及び対応の手順を整備していること。具体的には、副作用被害が発生した場合の連絡や搬送手順を策定していること等の取組が考えられること。
- (オ) 薬剤遠隔指導等に従事する者が、テレビ電話装置等の操作の方法その他薬剤遠隔指導等を適切に実施するために必要な知識及び技能を習得していること。

### (3) 特定区域（法第20条の5第2項、施行規則第33条関係）

(1) の区域計画には、国家戦略特別区域内の都道府県知事の管轄する区域ごとに、地域のニーズを勘案し、附帯決議などの趣旨を踏まえた上で、特定区域を定めること。

特定区域は、利用者に対する保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして、以下の措置が地方公共団体の長により講じられている区域をいうこと。なお、国家戦略特別区域会議は、特定区域を定める際に、利用者の居住する地域における医師、薬剤師その他の医療従事者の団体等の意見を聴くこと。

- ① 次に掲げる情報を収集し、薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関に対し適切に提供すること。ただし、利用者に関する情報については、利用者の合意に基づき、当該情報の提供を行うこと。
  - (ア) 利用者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号並びに当該利用者に係る特定処方箋により調剤された薬剤の種類その他利用者が受けている薬剤遠隔指導等に関する事項
  - (イ) 薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関の緊急時の電話番号その他の連絡先



② 薬剤遠隔指導等に係る利用者からの相談に応じる相談窓口の設置や他機関の紹介、薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関への連絡その他の便宜を供与すること。

③ 当該特定区域内において、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に伴う保健衛生上の影響に関する情報の収集を行うこと。

具体的には、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ 重篤な副作用の発生情報を収集し、本特例に係る医療従事者に共有すること
- ・ 知見を本特例に係る医療従事者にフィードバックすること

④ 特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、(2)③(エ)の整備に係る支援を行うこと。

(2)③(エ)の整備に係る支援について、具体的には、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ 万一、副作用被害が発生した場合の連絡や搬送といった対応の手順を整備する際の助言や調整

#### (4) 登録に関する手続

① 登録申請及び登録（法第20条の5第3項、施行規則第34から36条まで関係）登録を受けようとする薬局開設者は、あらかじめ、所定の申請書及び添付書類を、都道府県知事に提出すること。

##### (ア) 申請書の記載事項

- (i) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (ii) その薬局の名称及び所在地
- (iii) その行おうとする事業の内容及びその実施方法
- (iv) 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名
- (v) その薬局の電話番号その他の連絡先

##### (イ) 申請書の添付書類

- (i) 薬局開設の許可証の写し
- (ii) 薬局において使用するテレビ電話装置等の仕様を明らかにする書類
- (iii) (2)③(ア)の手順書
- (iv) (2)③(エ)で求める取組の内容を明らかにするもの。例えば、関係医療機関との間での連携計画や連絡体制の内容を示す書類等が考えられること。

(v) 特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況の収集方法

- ② 都道府県知事による登録及び公示（法第20条の5第4項、第23項）  
都道府県知事は、当該登録の申請に係る事業が、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に該当すると認めるときは、登録を行い、その旨を公示すること。
- ③ 登録の欠格事由（法第20条の5第5項関係）  
次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができないこと。  
（ア）登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者  
（イ）法人であって、その業務を行う役員のうちに（ア）に該当する者があるもの
- ④ 登録の更新（法第20条の5第6項、第7項関係、施行規則第37条）  
登録は、医薬品医療機器等法上の薬局開設の許可の更新と同時にその更新を受けなければ、その効力を失うこと。  
登録の更新を受けようとする薬局開設者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書に薬局開設の許可証を添えて、都道府県知事に提出すること。なお、③の登録の欠格事由に該当する者は、登録の更新を受けることができないこと。  
（ア）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
（イ）その薬局の名称及び所在地  
（ウ）その行おうとする事業の内容及びその実施方法  
（エ）法人にあっては、その業務を行う役員の氏名  
（オ）その薬局の電話番号その他の連絡先
- ⑤ 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿（法第20条の5第8項）  
都道府県知事は、登録を受けた薬局開設者（以下「登録薬局開設者」という。）について、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿を備え、次に掲げる事項を登録すること。  
（ア）登録及びその更新の年月日並びに登録番号  
（イ）登録薬局開設者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
（ウ）その薬局の名称及び所在地
- ⑥ 変更登録（法第20条の5第9項、施行規則第38条、第39条）  
登録薬局開設者は、その行っている事業の内容及びその実施方法を変更しようとするときは、都道府県知事の変更登録を受けること。  
その薬局の電話番号その他の連絡先の変更であるときは、この限りでない

こと。

⑦ 登録事項の変更届（法第20条の5第11項、第12項、第23項、施行規則第40条関係）

登録薬局開設者は、次に掲げる事項の変更をしたときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

都道府県知事は、当該届出を受理したときは、その届出があった事項を国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿に登録したうえで、その旨を公示すること。

(ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) その薬局の名称

⑧ 登録事業の廃止（法第20条の5第13項、第14項、施行規則第41条）

登録薬局開設者は、登録を受けた事業（以下「登録事業」という。）を廃止したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

(5) 薬剤遠隔指導等の実施手順

① 薬剤師と利用者との間での薬剤遠隔指導等の事前準備

(ア) 薬剤遠隔指導等を受けたい旨の申出

利用者は、登録薬局開設者の薬局の薬剤師に対して、以下の事項と併せて、薬剤遠隔指導等を受けたい旨を申し出ること。

(i) 利用者の氏名、居住する場所及び電話番号その他の連絡先

(ii) 利用者が利用するテレビ電話装置等の仕様

(iii) 特定処方箋を交付する医師又は歯科医師が勤務する医療機関の名称及び所在地

(iv) 利用者の性別・生年月日

(イ) 服薬指導計画の策定

登録薬局開設者は、(2)②(イ)に基づき、利用者又は薬局開設者の事情により対面による服薬指導が困難な場合に薬剤遠隔指導等を実施する場合は、(2)②(イ)(ii)の服薬指導計画を策定すること。この場合において、登録薬局開設者は、薬剤師に、あらかじめ、特定処方箋を交付する医師又は歯科医師に同計画を共有させるべきこと。

(ウ) 動画品質の事前確認

上記申出を確認した薬剤師は、利用者が利用するテレビ電話装置等の仕様及び利用者の居住する場所が、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件に抵触しないことを確認した上で、利用者との間で通信を開始し、その映像及び音声の水準が、薬剤遠隔指導等を適切に行うことが可能な鮮明性及び明瞭性に達している旨確認すること。

なお、当該確認は、薬局の側と利用者の側のいずれかのテレビ電話装置等が変更される都度行う必要があること。

- ② 医師又は歯科医師による対面以外の方法による診察の実施及び処方箋の送付  
利用者から医師又は歯科医師に対し、特定処方箋に基づく薬剤遠隔指導等を受けたい旨の申出があった場合、当該医師又は歯科医師は、患者側の利点を十分に勘案して、対面以外の方法により患者を診察した上で、特定処方箋を直接登録薬局開設者の薬局に送付することができること。その際、当該処方箋が法第20条の5第1項に定める特定処方箋である旨、当該処方箋の備考欄等に記載すること（施行規則第44条及び第45条）。

また、特定処方箋を薬局に送付するに当たっては、患者に当該処方箋の内容を説明する必要がある、あわせて当該処方箋の内容を患者あてにファクシミリ等で送付することが望ましいこと。

なお、薬剤師は、疑義照会等の法令で求める医師又は歯科医師への対応を適切に行うこと。

- ③ 特定処方箋に基づく薬剤の調剤及び薬剤遠隔指導等

医師又は歯科医師から送付された特定処方箋に基づき、登録薬局開設者の薬局において薬剤師が薬剤を調剤すること。その上で、当該薬剤師は、当該薬局において、利用者に対し、調剤済み薬剤に関する薬剤遠隔指導等を行うこと。

薬剤遠隔指導等を行うに当たって、当該薬剤師は、薬局において使用するテレビ電話装置等と利用者において使用するテレビ電話装置等との間で通信を開始し、これから行おうとする薬剤遠隔指導等が、第2(2)①の国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件を満たすかどうかについて、改めて確認を行う。確認の結果、当該要件を満たさないと判断された場合は、薬剤遠隔指導等中止すること。また、薬剤遠隔指導等の最中であっても、当該要件を満たさないことが確認された場合には、同様に薬剤遠隔指導等中止すること。

- ④ 薬局から利用者への調剤済み薬剤の配送

薬剤遠隔指導等の実施後、薬剤師は、調剤済み薬剤を、薬局から利用者の居住する場所に郵送又は配送すること。

調剤済み薬剤の郵送又は配送に当たっては、薬剤師による利用者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、利用者本人への確実な授与等がなされることを確保するため、登録薬局開設者は必要な措置を講ずること。

⑤ 薬剤遠隔指導等の記録の作成・保存（法第20条の5第16項、施行規則第43条関係）

（ア）記録の作成

登録薬局開設者は、その薬局の薬剤師に薬剤遠隔指導等を行わせたときは、当該薬剤遠隔指導等に関する次に掲げる事項及びその間に送受信された映像及び音声を記録すること。

- （i）薬剤遠隔指導等を行わせた年月日
- （ii）薬剤遠隔指導等に係る薬剤師及び利用者の氏名
- （iii）利用者の居住する場所
- （iv）薬剤遠隔指導等に使用したテレビ電話装置等の仕様

（イ）記録の保存

登録薬局開設者は、（ア）の記録を、薬剤遠隔指導等を行わせた日から起算して1月間保存すること。

これは、薬剤遠隔指導等の実施後に、調剤録等の記載を補完することを想定して設定しているものであること。

（6）登録事業の実施状況の報告等（法第20条の5第17項、施行規則第44条関係）

① 登録事業の実施状況の報告

登録薬局開設者は、登録事業の開始の日から6月ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、その薬局の所在地の都道府県知事に提出することにより、登録事業の実施状況の報告を行うこと。

- （ア）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （イ）薬局の名称
- （ウ）薬局の所在地
- （エ）登録及びその更新の年月日
- （オ）利用者の数及び薬剤遠隔指導等の件数
- （カ）特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況
- （キ）登録事業の実施状況に関する事項（テレビ電話装置等の故障のため事業が継続できない場合を含む。）

なお、重篤な副作用が生じた場合等は、速やかに都道府県知事に報告すること。

② 都道府県知事の報告の徴収（法第20条の3第19項関係）

都道府県知事は、法第20条の5の規定の施行に必要な限度において、登録薬局開設者に対し、登録事業の実施状況について報告を求めることができること。

(7) 登録の取消し（法第20条の5第20項、第21項関係）

都道府県知事は、登録薬局開設者が薬局開設者でなくなったときは、その登録を取り消すこと。

都道府県知事は、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、登録薬局開設者に対し、その登録を取り消すことができること。

- ① 内閣総理大臣の認定を受けた区域計画(②において「認定区域計画」という。)の変更の認定があったとき。
- ② 認定区域計画の認定が取り消されたとき。
- ③ 登録事業が以下のいずれかの理由で国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に該当しなくなったと認めるとき。
  - (ア) 特定処方箋以外の通常の処方箋により調剤された薬剤に関して薬剤遠隔指導等を行ったとき。
  - (イ) 特定区域に居住する者以外の者に対して薬剤遠隔指導等を行ったとき。
  - (ウ) 録画済みの映像を単に送信する、音声のみの送受信を行う、テレビ電話装置等の動画通信性能が低い、映像及び音声の記録機能を有しないなど、
    - (2) ①の基準を満たさない方法で薬剤遠隔指導等を行ったとき。
  - (エ) (2) ②に該当しないにも関わらず薬剤遠隔指導等を行ったとき。
  - (オ) (2) ③の要件に該当しなくなったとき。
- ④ (4) ③の登録の欠格事由に該当することになったとき。
- ⑤ 不正な手段により登録、更新又は変更登録を受けたとき。
- ⑥ 登録薬局開設者に課せられた以下のいずれかの義務に違反したとき。
  - (ア) 変更登録の申請又は変更事項の届出を怠ったとき。
  - (イ) 動画品質に関する事前確認を怠ったとき。
  - (ウ) 薬剤遠隔指導等の記録・保存を怠ったとき。
  - (エ) 登録事業の実施状況の定期報告を怠ったとき。
- ⑦ 都道府県知事の報告の求めに対し、報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

なお、③のように、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の定義を満たさない薬剤遠隔指導等が行われた場合は、医薬品医療機器等法の読替規定の要件である「登録薬局開設者が登録を受けた国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行う場合」に該当しないため、医薬品医療機器等法第9条の3第1項の規定が、当該薬剤遠隔指導等に直接適用されることとなり、同項違反となること。

(8) 登録の消除及び公示（法第20条の5第22項、第23項関係）

都道府県知事は、次に掲げるいずれかの場合に該当することにより、登録薬局開設者の登録がその効力を失ったときは、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔

指導事業実施薬局登録簿から、その登録を削除するとともに、その旨を公示すること。

- ① 登録薬局開設者が薬局開設の許可の更新と同時に登録の更新を受けなかったとき。
- ② 登録薬局開設者が登録事業を廃止したとき。
- ③ (7)により登録が取り消されたとき。

### 第3 施行期日

平成28年9月1日

(令和元年9月30日一部改正)

省 令

○法務省令第三十七号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律(明治三十五年法律第十一号)の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年九月二十日
警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令
警察拘禁費用償還規則(昭和三十五年法務省令第十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns describe the same rule regarding the costs of detention in police stations, with identical text in both columns.

附則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。
○法務省令第三十八号
保護司法(昭和二十五年法律第二十四号)第十一條第二項の規定に基づき、保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年九月三十日
保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令
保護司実費弁償金支給規則(昭和二十九年法務省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

法務大臣 河井 克行

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details amendments to the Protection of the Judiciary Act, specifically regarding the reimbursement of costs for guardians. The text in both columns is identical.

附則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

○財務省令第二十七号

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六十七條の三第一項第一号の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年九月三十日
財務大臣 麻生 太郎

所得税法施行規則の一部を改正する省令
所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)の一部を次のように改正する。
第三十六條の五第二項中「六千四百八十円」を「六千六百円」に改める。

附則

(施行期日)
この省令は、令和元年十月一日から施行する。
(経過措置)
改正後の所得税法施行規則第三十六條の五第二項の規定は、個人がこの省令の施行の日以後にする所得税法施行令第六十七條の三第一項第一号、第二項第一号又は第四項に規定する料金の支出について適用し、個人が同日前にしたこれらの規定に規定する料金の支出については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十四号
国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十条の五第一項第二号の規定に基づき、厚生労働省令関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年九月三十日
厚生労働大臣 加藤 勝信
厚生労働省令関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details amendments to the National Strategy Special Zones Act, specifically regarding the number of designated pharmacists in certain areas. The text in both columns is identical.



二 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者又は薬局開設者の事情により、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、特定処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせることが困難な場合であつて、次に掲げる要件を満たす場合イ 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、あらかじめ、対面により、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせていること。

- ロ 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者ごとに、次に掲げる事項を定めた服薬指導計画を、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の同意を得て策定させ、かつ、当該計画に従い薬剤遠隔指導等を実施させること。
- (1) 薬剤遠隔指導等を取り扱う薬剤の種類及びその授与の方法に関する事項
- (2) 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項
- (3) 薬剤遠隔指導等を行うことができなない場合に関する事項
- (4) その他薬剤遠隔指導等において必要な事項

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二百二十条の規定に基づき、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特別審査委員会の組織）</p> <p>第四十二条の三 特別審査委員会は、厚生労働大臣が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、厚生労働大臣が委嘱するものとし、その数は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員に、それぞれ同数とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（特別審査委員会の組織）</p> <p>第四十二条の三 特別審査委員会は、厚生労働大臣が定めるそれぞれ同数の保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、厚生労働大臣が委嘱するものとし、その数は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員に、それぞれ同数とする。</p> <p>3 （略）</p>

附則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

○環境省令第七号

自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十条第五項の規定に基づき、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

環境大臣 小泉進次郎

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

自然公園法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ対応するものとして二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（国立公園事業の執行の協議又は認可の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>3 法第十条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>ただし、運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設</p>	<p>（国立公園事業の執行の協議又は認可の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>3 法第十条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>ただし、運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設</p>